

頑張る新規就農者応援事業費補助金交付要綱

令和6年4月1日決 裁

(趣 旨)

第1 県は、次世代の担い手となりうる意欲ある新規就農希望者等の円滑な就農を促進するため、頑張る新規就農者応援事業実施要領（令和6年4月1日決裁、以下「実施要領」という。）第3に基づき、頑張る新規就農者応援事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対して、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2 補助金交付対象となる事業、対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるところによる。

(経費流用の禁止)

第3 別表第1の経費の欄に掲げる次の経費の相互間における流用をしてはならない。

1 1、2、3、4の相互間

(交付の申請)

第4 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出時期は、別に定めることとし、補助金の交付を申請しようとする補助事業者に対して通知するものとする。

3 補助事業者は第1項の申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の助成金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(添付書類の省略等)

第5 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定の通知)

第6 知事は、第4の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、様式第2号により通知する。

(申請の取下げができる期間)

第7 規則第8条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付決定通知書（様式第2号）を受領した日から20日以内とする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金交付申請を取り下げようとする場合は、様

式第3号を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当初申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなし、様式第4号により通知する。

(交付の条件)

第8 規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

- 1 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更(別表第2の重要な変更の欄に掲げる変更)は除く。
- 2 補助事業を中止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合もしくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(計画の変更及び中止の申請)

第9 補助事業者は、第8第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、様式第5号を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めたときは、様式第6号により通知する。ただし、変更が適当であると認めた場合であっても、第6条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 第8第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、様式第5号を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、中止が適当であると認めたときは、様式第6号により通知する。

(事情変更による決定の取消等)

第10 規則第9条第1項の規定により補助金の交付の決定をした場合において、次の各号に掲げる事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合。
- 2 前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、次の各号に定めるものについて補助金を交付するものとする。
 - (1) 補助事業に係る機械、施設の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うために締結した契約解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
 - 3 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定に準ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 知事は補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 6 の規定に基づく本補助金の交付決定の全部または一部を取消することができるものとする。

- 1 虚偽申請等不正事由が発覚したとき
- 2 交付決定の内容または目的に反して本補助金を使用したとき。
- 3 本事業に係る知事の指示に従わなかったとき
- 4 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- 5 その他本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の支払い)

第 12 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 7 号の補助金交付請求書により補助金の交付を請求するものとする。

なお、補助金の支払い方法については、事業の目的及び補助事業者の性質上、必要に応じて概算払ができるものとする。

(遂行状況報告)

第 13 補助事業者は、知事の要求があつたときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を様式第 8 号の状況報告書により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第 14 規則第 13 条の報告書の様式は、様式第 9 号のとおりとする。

- 2 前項の報告書の提出時期は、毎年度補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）後 30 日以内又は、当該年度の 3 月 15 日までのいずれか早い方を原則とする。
- 3 補助事業者は、報告を行うに当たって、当該補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 第 1 項の実績報告書を提出した後に、第 4 第 3 項のただし書きに該当した補助事業者において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第 15 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第 10 号のとおりとする。

(返還)

第 16 知事は、第 11 の規定により、補助金の交付を取消した場合において、すでに補助金が交付されている場合は、期限を定めて、補助事業者にその返還を命ずることができるものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合は、様式第 11 号によりその金額（実績報告において第 9 条の 3 により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額）等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第 17 補助事業者は、第 11 の規定に基づく取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまでに順次さかのぼり それぞれの受領の日において受領したものとする。
 - 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。
 - 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。
 - 6 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
 - 7 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第 18 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、補助事業の完了の日の翌日から起算する。
- 2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。
 - 3 規則第 19 条第 2 号に規定する知事が定めるものは、本事業により取得した 1 件の取得価額が 50 万円以上の財産とする。
 - 4 補助事業者は、第 1 項の処分制限期間内において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する場合は（以下「処分」という。）、あらかじめ様式第 12 号により処分の承認について知事に申請しその承認を受けなければならない。
ただし、補助事業者が、本事業により取得した財産を、事業趣旨に基づき処分制限期間内に卒業生へ貸付け及び譲渡することについては財産処分とはみなさず、これを妨げるものではない。
 - 5 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、財産処分が適当であると認めたときは、様式第 13 号により通知する。
 - 6 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

7 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(財産の貸付け及び譲渡)

第19 補助事業者が、本事業により取得した財産を、事業趣旨に基づき処分制限期間内に卒業生へ貸付け及び譲渡したときは、様式第14号により、貸付け日又は譲渡日から30日以内に知事へ届け出るものとする。

(書類の整備等)

第20 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する会計年度の翌会計年度から事業で取得した財産の処分制限期間最終日に属する会計年度までの期間保管するものとする。

(届出事項)

第21 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- 1 個人事業主にあつては、住所または氏名を変更したとき
- 2 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき
- 3 補助対象の農業用機械等の使用者の住所を変更したとき

(書類の提出先等)

第22 補助事業者が、規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類については、管轄の農林振興センターを経由して農業支援課へ1部を提出するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第23 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第24 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

事業	対象経費	補助率等 (額)
<p>1 明日の農業担い手育成塾運営拡大事業 (入門・自立実践コース)</p>	<p>実施要領別記 1 の第 2 に規定する別記 1 別表「事業の内容」に基づいて行う、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>1 入門コース 保険料、通信費、印刷製本費、事務用品費、報償費、研修用資材費等</p> <p>2 自立実践コース 雑給、保険料、通信費、印刷製本費、事務用品費、保管整備費、燃料動力光熱費、研修用資材費、賃借料、旅費、報償費等</p>	<p>4 分の 3 以内で予算の範囲内とする。</p>
<p>2 明日の農業担い手育成塾運営拡大事業 (農業法人研修コース)</p>	<p>実施要領別記 2 の第 3 に規定する別記 2 別表「事業の内容」に基づいて行う、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>1 農業法人等による研修の実施 (1) 指導謝金</p> <p>(2) 研修指導に要する経費 研修用資材費、圃場管理システム利用料、燃料動力光熱費、保険料、通信費、印刷製本費、事務用品費、保管整備費、賃借料、旅費等</p> <p>2 農業法人等による就農支援の環境整備 (1) 研修に使用する機械購入、既存施設の改修・移設に要する経費 (2) 研修に使用する機械リース料</p> <p>(3) 遊休農地の整備費用</p>	<p>1 (1) 定額 (100 千円/月)</p> <p>1 (2) 4 分の 3 以内で予算の範囲内とする。</p> <p>2 (1) (2) 4 分の 3 以内で予算の範囲内とする。 上限 7,500 千円</p> <p>2 (3) 定額 (上限 100 千円/10a)</p>
<p>3 第三者経営継承の推進支援事業</p>	<p>実施要領別記 3 の第 3 に規定する別記 3 別表「事業の内容」に基づいて行う、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>1 お試し研修 指導謝金</p> <p>2 継承時の環境整備支援 継承した施設等の改修に要する経費</p>	<p>1 定額 300 千円 (100 千円/月×3 か月)</p> <p>2 2 分の 1 以内で予算の範囲内とする。 (上限 650 千円)</p>

<p>4 女性の雇用就農促進事業</p>	<p>実施要領別記4の第2に規定する別記4別表「事業の内容」に基づいて行う、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>1 衛生環境施設（トイレ等）、休憩所等の施設整備や農作業アシストスーツ等購入に係る経費</p> <p>2 その他、女性が農作業で使用する機具・機械・施設の整備に係る費用で、知事が特に認めるもの</p>	<p>2分の1以内で予算の範囲内とする。 上限3,000千円</p>
----------------------	---	--

別表第2

事業	重要な変更
1 明日の農業担い手育成塾運営拡大事業 (入門・自立実践コース)	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 県補助金の増又は30%を超える減 5 研修生の変更
2 明日の農業担い手育成塾運営拡大事業 (農業法人研修コース)	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 県補助金の増又は30%を超える減 5 研修生の変更
3 第三者経営継承の推進支援事業	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 県補助金の増又は30%を超える減
4 女性の雇用就農促進事業	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 県補助金の増又は30%を超える減

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約及びその他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____

様式第1号（第4関係）

令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費
補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

（事業実施主体名及び住所）
（事業実施主体の長）

令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金の交付を受けた
いので、補助金等の交付手続き等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて
下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

注1：交付申請書は事業ごとに作成すること。

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

4 事業費内訳

事業区分	総事業費	補助事業に係る経費	負担区分			備考
			県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	円	

5 補助事業の完了予定年月日(又は完了年月日)

令和 年 月 日

6 収支予算(又は収支精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計					

様式第2号（第6関係）

令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費
補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
事業実施主体 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度頑張る新規就農者
応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法

3 交付の条件

- (1) 事業実施主体は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、頑張る新規就農者応援事業実施要領（令和6年4月1日決裁。以下「実施要領」という。）、頑張る新規就農者応援事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日決裁。以下「要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、要綱別表の欄に掲げる事業に要する経費につき、重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) (1)又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産について、補助事業完了後に要綱第18に掲げる期間、適正に管理運営しなければならない。
- (7) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (8) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等があることが確定した場合には、要綱第16に定める様式により、その金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

い。

- (9) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から事業で取得した財産の処分制限期間最終日に属する会計年度までの期間保管しなければならない。
- (10) 知事は必要に応じて、事業実施主体に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

様式第3号（第7関係）

令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金
取下げ申請書

令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事 様

（事業主体名及び住所）
（事業実施主体の長）

令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金の交付を受けたく、
令和 年 月 日付での交付申請を提出いたしましたが、下記の理由から取下げ願いま
す。

取下げ理由	
-------	--

上記の内容について相違ありません。

令和 年 月 日 氏名（自署）

様式第4号（第7関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
事業実施主体 様

埼玉県知事

令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金
取下げ承認通知

令和 年 月 日付で申請のあった令和 年度頑張る新規就農者応援事業費補助金
交付申請の取下げについて承認します。

様式第5号（第9関係）

令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

（事業主体名及び住所）
（事業実施主体の長）

令和 年 月 日付け農支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

1 補助金交付申請額

既交付決定額	金〇〇円
追加（減額）交付申請額	金〇〇円
合計額	金〇〇円

注）1 記の記載様式は、様式第1号に準じて作成すること。

この場合において、同様式中の「補助事業の目的」を「変更（又は中止若しくは廃止）の理由」と書き換え、変更（又は中止若しくは廃止）部分を2段書きとし、変更前のものを上段に括弧書きすること。

2 補助金額が増減額する場合は、件名の「令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金の変更及び追加（減額）交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。」を「下記のとおり変更したいので、補助金〇〇〇円を追加（減額）交付されたく申請します。」とすること。

様式第6号（第9関係）

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
事業実施主体 様

埼玉県知事

令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金
変更（中止・廃止）承認通知

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度頑張る新規就農者応援事業費補助金
の変更（中止・廃止）については、承認することとし、頑張る新規就農者応援事業費補
助金交付要綱第9の規定により通知します。

様式第7号（第12関係）

令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金
（概算払）交付請求書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

（事業主体名及び住所）
（事業実施主体の長）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金について、下記のとおり（概算払いにて）交付されたく請求します。

記

1 （概算払）請求額

交付決定額	既請求額	今回請求額
円	円	円

2 振込先口座

区分	金融機関名	
	支店名	
	口座種類	
	口座番号	
	口座名義 （フリガナ）	
	債権者コード	

様式第8号（第13関係）

令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金
遂行状況報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

（事業実施主体の長）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）の令和 年 月 日
現在における遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

事業区分	年間計画		月日現在実施状況			備考
	事業費	県費補助金	事業費	県費補助金	出来高	
	円	円	円	円		

様式第9号（第14関係）

令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）費補助金
実績報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

（事業実施主体名及び住所）
（事業実施主体の長）

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
令和 年度頑張る新規就農者応援事業（〇〇〇〇〇事業）が完了（中止又は廃止を含む。）
したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告
します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
2 補助金実績額	金	円

※以下、様式第1号に準じて作成すること。

3 添付資料

- (1) 事業費の明細
- (2) その他参考となる資料

様式第 10 号 (第 15 関係)

令和 年度頑張る新規就農者応援事業 (〇〇〇〇〇事業) 費補助金
交付額確定通知書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
事業実施主体 様

埼玉県知事 〇〇〇〇

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした令和 年度頑張る新規就農者応援事業 (〇〇〇〇〇事業) 費補助金については、令和 年 月 日付け第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおり額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |

様式第 11 号 (第 16 関係)

令和 年度頑張る新規就農者応援事業 (〇〇〇〇〇事業) 補助金の
消費税仕入控除税額報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった令和 年度頑張る新規就農者応援事業 (〇〇〇〇〇事業) 費補助金について、頑張る新規就農者応援事業費補助金交付要綱第 16 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 埼玉県補助金等の交付手続等に関する規則第 14 条に基づく確定額
金 円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

(注 1) 事業別に作成すること

(注 2) その他参考となる書類を添付すること。

(あて先)
埼玉県知事

住 所
申請者 氏 名
法人等名称

令和 年度頑張る新規就農者応援事業費補助金財産処分等承認申請書

頑張る新規就農者応援事業(〇〇〇〇〇事業)費補助金により取得した財産について、次の理由により処分期間内に処分等を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名等

処分する財産名	取得価額 (円)	取得年月日	財産処分期間 (年)	処分子定日

※取得財産管理台帳の添付でも可

(2) 処分の相手方等

住 所	
法人等名称	
氏 名	
処分の目的	
処分方法	有償 ・ 無償
処分価格 (有償で処分する場合)	

2 処分理由

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
事業実施主体 様

埼玉県知事

令和 年度頑張る新規就農者応援事業 (〇〇〇〇〇事業) 費補助金
財産処分等承認通知書

令和 月 日付け申請のあった財産の処分等については、次のとおり承認することとしたので、頑張る新規就農者応援事業費補助金交付要綱第 18 第 5 項により通知します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の理由

3 承認の条件

処分等が完了したときは、速やかに処分等の完了を証する書類の写し及び売却した場合は売却金額がわかる書類の写しを添付すること

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所
申請者 法人等名称
代表者氏名
連絡先 (電話番号)

令和 年度頑張る新規就農者応援事業 (明日の農業担い手育成塾運営拡大事業 (農業法人研修コース)) 費補助金財産処分 (貸付け・譲渡) に係る届出書

頑張る新規就農者応援事業 (明日の農業担い手育成塾運営拡大事業 (農業法人研修コース)) 費補助金により取得した財産について、下記のとおり処分 (貸付け・譲渡) したので届け出ます。

記

1 処分財産 (※1)

財産名	取得価額 (円)	取得年月 日	財産処分期 間 (年)	処分方法 (※)	処分日 (貸付け開始 日又は譲渡日)

※1 : 取得財産管理台帳の添付でも可

※2 : 該当する処分方法 (貸付け又は譲渡) を記載すること

2 処分の相手方等

住所	
フリガナ	
氏名	
備考	

3 処分理由

--